

技能講習の科目、時間及び受講資格表

(コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習)

1. 技能講習の科目、時間

講習科目	講習時間	講習科目の一部免除	
	正規講習	3時間	1.5時間
作業の方法に関する知識	7.0	—	—
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3.0	—	—
作業者に対する教育等に関する知識	1.5	1.5	—
関係法令	1.5	1.5	1.5
合計	13.0	3.0	1.5

2. 技能講習の受講資格

講習時間		受講資格
正規講習	13時間	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（以下「工作物の解体等の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者（労働安全衛生規則別表第6 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第1号） ・学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有するもの（労働安全衛生規則別表第6 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第2号）
講習科目一部免除	3時間	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程第1条各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（以下「コンクリート造の工作物の解体等の作業」という。）に従事した経験を有するもの ・労働安全衛生規則別表第6 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法作業環境等に施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了したもの（解体についての技能を専攻した者に限る。） ・職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
	1.5時間	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則別表第6 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職業訓練指導員免許を受けたもの